

和歌山県及び太地町在宅育児支援事業給付金について

太地町では、経済的理由で子どもをもつことをあきらめることがないよう、保育所等に預ける世帯だけでなく、0歳児を在宅で育てる世帯についても支援します。



1. 対象となる乳児

次の要件をすべて満たしていること

- (1) 太地町内に住民登録を有していること
- (2) 生後2か月を超え、満1歳に満たないこと

※令和2年度は、平成31年4月1日から令和2年12月31日までに生まれた方を対象とします。

- (3) 同一世帯内の第2子以降

2. 支給を受けることができる者 次の要件をすべて満たしていること

- (1) 太地町内に住民登録をしていること
 - (2) 対象となる乳児を家庭で監護している父又は母若しくは父母に監護されない乳児を家庭で監護している者であること
 - (3) 対象となる乳児を育てるにあたり、他の公的資金が含まれた次に掲げる給付金等の支援を受けていないこと
 - ・職場復帰を前提とした育児休業給付金
 - ・紀州っ子いっぱいサポート事業（県と市町村が実施する第3子および第2子の一部を対象とした保育料等無償化）
 - (4) 和歌山県に居住する理由が里帰り出産等一時的なものではないこと
 - (5) 生活保護法による保護を受けていないこと
 - (6) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である同一世帯内第2子
- ※第3子以降は、所得制限ありません。

3. 支給額

対象となる乳児一人当たり月額30,000円（和歌山県15,000円+太地町15,000円）

※支給の対象となった日の属する月の翌月から始め、給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わります。ただし、出生日が月末日又は12月29日若しくは30日である乳児について、支給の対象となった日が生後2か月を超えた日である場合は、その日の属する月から対象となります。また、出生日が各月1日である場合で、給付金を支給すべき事由が消滅した日が満1歳となった日である場合においては、誕生日の属する月までを支給月とします。

令和3年2月15日
太地町役場住民福祉課

4.申請方法

支給対象者となった日の属する年度の末日までに太地町在宅育児支援給付金支給認定申請書に下記の書類を添付して提出してください。

- (1) 申請者、申請者の配偶者及び乳児の健康保険証の写し
- (2) 育児休業給付金受給申請状況証明書（勤務先で記入が必要となります）
- (3) 振込み先口座の通帳の写し
- (4) 認印

※申請がない場合、支給できません。また、支給期間が2年にまたぐ場合、各年度で申請が必要です。前年度から継続して給付を受ける場合で、前年度申請した内容に変更のない時は、(2) (3) の書類の提出を免除することができるものとする。

その他に、太地町で確認がとれない場合は、確認できる書類をご提出いただきます。

- ・申請者と乳児との続柄が住民基本台帳で確認できない場合、続柄を確認できるもの（戸籍謄本等）
- ・属する世帯における第2子以降の乳児であることが住民基本台帳で確認できない場合、確認できるもの（戸籍謄本等）
- ・乳児が属する世帯における第2子である場合において、申請者である支給対象者及びその配偶者の市町村民税所得割合算額に関する証明書
- ・児童手当等を太地町外から受給している場合（公務員など）は、乳児にかかる児童手当等の受給を証明する書類

5.申請窓口 太地町役場住民福祉課

6.申請期限 令和3年3月31日（水）まで

※令和2年度に該当する方については、上記期間内に申請が必要となります。申請がない場合、支給できませんので、ご注意ください。

制度や申請方法についてお問い合わせ：太地町役場住民福祉課（TEL59-2335）